五所川原市公告

下記のとおり条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和８年 11 月４日

五所川原市長　佐々木　孝　昌

記

１　競争入札に付する物品

（１）発注番号　建築第 28 号

（２）物品名　　市営団地ガス給湯器一式

（３）納入場所　五所川原市大字湊字千鳥　地内（千鳥団地）

（４）納入期限　令和９年１月 29 日

（５）概要　　市営団地（千鳥団地）のガス給湯器の交換。
詳細は仕様書のとおりとする。

（６）予定価格　公表しない

（７）発注担当課　建設部建築住宅課

（８）入札書の提出方法　直接持参の方法による。（入札書は所定の日時・場所へ参集の上、投函すること。）

２　入札参加資格

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

（２）五所川原市契約事務規則（平成１７年規則第５３号。）第２条に規定する条件付き一般競争入札に参加させない者でないこと。

（３）五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から開札の日までにないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）五所川原市内に本店又は支店を有すること。

（６）令和８年度五所川原市物品等競争入札参加資格者名簿（取扱種目：プロパンガス（16））に登載されていること。

３　入札参加申込方法等

（１）申込期間
令和８年 11 月４日（水）から令和８年 11 月 11 日（水）まで

（２）提出先
五所川原市総務部管財課

（３）提出書類
①条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
※市のホームページからダウンロードして作成すること。

（４）審査結果等

ア）入札参加資格の審査結果については、申請者に対して令和８年 11 月 11 日（水）以降に通知する。

イ）入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。

（５）その他

ア）申請は、管財課へ持参すること。

イ）書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

ウ）提出された書類の差替え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を精査し別途関係書類の提出を求めることがある。

エ）入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。

①入札参加資格の要件を欠いたとき。

②提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

③入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

４　契約書案等

（１）縦覧期間　公告の日から令和８年 11 月 16 日まで

（２）縦覧方法　五所川原市ホームページ

https://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/nyusatsu/koukoku.html

（３）　契約書案等への質問回答

ア）質問は参加資格を有すると認められた者からのみ受付する。

イ）質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ管財課に電話連絡のうえ、令和８年 11 月 12 日までに FAX により提出すること。

ウ）質問者に対しては、速やかにＦＡＸにより回答する。

５　入札の辞退

（１）入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。

（２）入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、提出すること。

６　入札方法等

（１）入札保証金は免除する。

（２）入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

（３）入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示にしたがい提出すること。

（４）入開札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。

（５）代理人に入札させるときは、入札前に委任状（入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの）を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。

（６）落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（７）入札の執行回数は２回とし、入札参加者が１者のみの場合であっても入札を行う。

（８）予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに、再度の入札をすることができる。

（9）本入札については、最低制限価格を設けない

7 開札方法等

（1） 日時　令和８年 11 月 16 日（月）午前９時 00 分

（2） 場所　五所川原市字布屋町 41 番地１　市庁舎２階　会議室 2A

（3） 同日に複数の入開札を行う場合、入札執行者が入開札順を定める。

8　無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）入札参加資格のない者のした入札

（2）予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札

（3）入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

9　落札者の決定方法

（1）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（2）落札となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときはその者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

10　契約保証金

契約時に契約金額の１００分の５以上の保証金を納める。ただし、五所川原市契約事務規則第３３条第１項に該当するときは、免除することができる。

11　契約の締結

（1）契約は、落札者が決定した日から７日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。

（2）落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。

（3）契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

12　その他

本公告に関する問合せは、管財課まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111（内線 2176）ＦＡＸ番号：0173-35-3617